

平成21年4月9日

幹部会報告

代表 脇本征男

4月8日開催の幹部会の報告を致します。

3月16日付け提出された国側の準備書面(1)の内容に基づき、弁護士の見解と原告側の意見集約を行う。

国側は、すでに法律論争は終結したとの立場に立ち、まさに原告側との見解の相違を露骨に表現するに留まっており、展望の兆しが閉ざされた感がある。

しかし、今回(4月15日)は控訴審結審と予想されることから、これまでの主張に加え、最高裁に上告の可能性も踏まえ、憲法論争に踏み込みたい。

特に、現状の歯科技工業界の実態は、特筆すべきは海外委託問題においての14条違反は著実であり、看過することはできない。

又、法制定以後、半世紀も経た現在に至っての、歯科技工士の「国家試験」の字句改定等を見る時、如何に国家資格者や制度の軽視があったことかの証といえよう。

このことは、一業界のみならず、法益の第一義にある国民(患者)に対する、公民双方の不作為そのものであり、ぬか喜びの前に、公にして、これまでの不備を国民に詫げる真摯な態度が必要である。更に、国家試験の統一化も、国の不作為であり、間髪を入れず実施せざるを得ない。すでに言い訳を許しておける段階ではない。

元来、やるべき組織がありながら、一歯科技工士個人の訴訟の波及は大きく、海外委託問題もさることながら、歯科医療業界の不合理、非条理が多角的に浮き彫りにされている。

訴訟を提起した責任として、この機会に超党派に問題を提起し、各政党の政策に組み入れて頂けるよう「路線報告」で前述のとおり活動を展開する。

代表の栃木県技生涯研修の報告あり。期待絶大。

県、市、町、村の意見書採択が引き続き増えてきている。最近では青森県13市町村。各アンテナを軸に広がり期待したい。

現在、支援者名簿ご署名**16,700**筆頂戴している。

支援金も合わせて、より一層のご支援、ご協力をお願いをして行く。

総務担当が中心になって、意見書と共に政党に提出する資料を作成中である。

『幹部の意見伯仲する中で、「**歯科技工士(救済)保護法案**」でも作らない

とだめだな』

あながち冗談では終わらない気がするのは私だけではなさそうである。

以上